

林道工事監督・検査実施細則

令和5年9月

北海道森林管理局

林道工事監督・検査実施細則

令和5年8月25日付5北森二第17号

北海道森林管理局長から各森林管理(支)署長あて

第1章 総 則

第1条 (目的)

この林道工事監督・検査実施細則（以下「実施細則」という。）は、国有林野事業請負工事監督・検査実施要領（昭和49年4月8日付49林野経第157号（以下「実施要領」という。））第29条の規定に基づき、北海道森林管理局管内における林道工事の監督・検査に関する技術的基準を定めたもので、適正かつ厳正な監督及び検査の遂行を図ることを目的とする。

第2章 監 督

第2条 (契約の履行の確保)

監督職員は、契約の目的に適合した工事の履行の確保を図るため、次の事項を把握しなければならない。

- ① 契約書、設計図書その他契約の履行上必要な事項。
- ② 施工計画書による、施工計画の概要。
- ③ 現場における施工体制。
- ④ 国有林内の他事業及び関係官公庁が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて受注者に対して調整した関係事項の通知。
- ⑤ 工事施工に関連する保安林、自然公園、河川等の法令上必要な手続き、民地等の取得及び施工承諾、支障木及び支障物件の処理状況等。
- ⑥ 工期変更の事前協議及びその結果の通知。
- ⑦ その他必要な事項。

第3条 (監督職員の実施事項)

監督職員は、次の事項をいずれも時期を失することなく確実に行わなければならない。

(1) 請負代金内訳書の確認

受注者から請負代金内訳書の提出があったときは、確認のうえ、分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

(2) 工事工程表の確認

受注者から工事工程表の提出があったときは、確認のうえ、分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

(3) 着工の確認

余裕期間を付した工事において、受注者が希望し協議により着手したときは、これを着工通知書（様式25）により確認のうえ、分任支出負担行為担当官に報告する。

(4) 現場代理人等通知書の確認

現場代理人等通知書の提出があったときは、経歴書等によりその適格性を確認し、特に主任技術者又は監理技術者については、「入札公告の参加資格条件」及び「建設業法第26条」に規定する資格条件に適合しているか否かを判断する。

この場合、その資格等について著しく不相当と認められるときは、理由を付して分任支出負担行為担当官に報告し、必要な措置を受注者に求めるものとする。

(5) 工事施工状況の確認（段階確認）

設計図書に示された施工段階において「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき、出来形、品質、規格、数量等の施工状況を段階確認書（様式6）に基づき、臨場（情報通信技術を活用した遠隔臨場を含む）等により確認を行う。

(6) 工事進捗状況の把握及び報告

実施要領第12条に基づく分任支出負担行為担当官への工事の進捗状況の報告は、工事履行報告書（様式8）により報告する（情報通信技術を活用する方法を含む）。

(7) 中間前払金請求時の出来高確認及び報告

中間前払金の請求があったときは、中間前金払認定願に基づき出来高を確認し分任支出負担行為担当官へ報告する。

(8) 部分払請求時の出来形の審査及び報告

部分払の請求があったときは、出来高内訳書の審査を行い分任支出負担行為担当官へ報告する。

(9) 災害報告書の作成及び報告

実施要領第17条による災害を受けた場合、受注者から損害の発生通知書（様式26-1、2）を直ちに提出させ受注者立会のうえ、調査を行いその結果について、分任支出負担行為担当官に災害調査報告を行うものとする。

この場合、特に受注者の善良な管理者としての注意義務の履行状況については、時機を逸することなく調査確認及び結果報告をしなければならない。

(10) 工事の変更又は、中止等の検討及び報告

① 国有林野事業工事請負契約約款（以下「契約約款」という）第18条第1項第1号から第5号までの事実（本細則の第13条）を発見したとき、または受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。

② 前項の調査結果を受注者に通知する。ただし、工事内容の変更が伴う場合は、あらかじめ林道工事現場報告書により分任支出負担行為担当官に報告し承認を受けたうえで、変更内容を工事打合せ簿（様式5）により受注者に通知する（情報通信技術を活用する方法を含む）。

(11) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告

受注者から工期延長の請求があったときは、その責任の所在と工事完成に必要な新たな工期の見通し等について意見を付して分任支出負担行為担当官に報告する。

(12) 完成の確認

完成通知書（様式17）が提出されたときは、速やかに工事の完成を確認し分任支出負担行為担当官に報告する。

(13) 支給材料、貸付機械等関係調書の作成

支給材料の調達、受渡し、解体材又は発生材等については、その都度所定の事務手続きにより処理する。

第4条（証拠図書類の作成整備）

監督職員は、実施要領第19条に基づく検査関係資料の提示のため、その証拠図書類の整備として、次の事項を行わなければならない。

(1) 出来形図及び出来形数量書の確認

受注者が完成測量に基づき作成した出来形野帳、出来形図及び出来形数量書（以下「出来形図書」という。）等と施工現地について本細則の第20条2 別紙「林道工事検査基準」に基づき確認する。

(2) 完成図書の点検

工事が完了し、受注者から完成通知書（様式17）、出来高図（完成図）、出来高数量書等（以下「完成図書」という。）が提出されたときは、出来形図書と照合点検する。

(3) 工事記録の確認及び監督記録の記帳

受注者の作成した施工管理図書類の確認並びに監督日誌及び工事打合せ簿（様式5）の各工事記録等を整理する。

(4) 工事写真の確認

森林整備保全事業工事写真管理基準に基づき、受注者が整理した記録写真等を適期に確認する。

(5) 工事材料の検査試験調書のとりまとめ

工事材料のうち契約約款第13条第2項に示す材料（貸与品、支給材料を含む）は、実施要領第9条及び第10条に基づきその検査結果を監督日誌その他による工事材料検査書に記録し整理する。

(6) その他必要な事項

その他必要に応じて、火薬類申請書写、使用量調書、資材の納入伝票、建設機械の稼働日報、材料の品質証明、気象記録等を整理する。

第5条（指示、承諾又は協議）

監督職員は、契約の履行についての受注者に対する指示（承諾）事項については、工事打合せ簿（様式5）によってそれぞれの内容を明記して作成し、受注者に通知する（情報通信技術

を活用する方法を含む）。

第6条（一般的注意）

- 監督職員は、その監督業務にあたっては、技術的に十分検討のうえ、工事の粗漏、出来高不足、その他不当工事を生ずることのないように注意しなければならない。
- 2 監督職員は、監督業務の計画的な遂行に努めるとともに、契約書、契約約款、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に定められた事項の適正かつ敏速な措置に努めなければならない。
 - 3 監督職員は、工事工程表に基づいて施工されているかどうかを常に把握し、必要に応じて受注者に適切な措置を講じるよう求めなければならない。
 - 4 監督職員は、基準となる材料の調査及び完成後外部から明視できない部分の施工にあたっては、施工時期等について受注者と連絡を密接にし、重点的かつ効率的に監督しなければならない。
 - 5 監督職員は、工事施工中における安全管理に留意し、災害の防止に努めるとともに必要に応じて受注者に防護の措置を講じるよう求めなければならない。
 - 6 監督職員は、工事の施工に支障となる問題等が発生した場合には、その原因及び対応策等について受注者と十分打ち合わせた上で、遅滞なくその状況等を分任支出負担行為担当官に報告しなければならない。

第7条（工事測量）

監督職員は、森林整備保全事業工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という）第1-1-1-42条に基づき行った起工測量の結果について、設計図書に示されている数値との照査を行わせるとともに、これを確認しなければならない。

この場合、条件変更等の事実確認を求められたときは、直ちに調査を行い、必要に応じ所定の措置をとらなければならない。

- 2 工事の施工によってやむを得ず取除かれる I . P 及び重要な中心点等は着工前に安全な位置へ引照点を設置させなければならない。
- 3 B . M が工事のために失われるおそれのあるとき、あるいは施工上の便宜のため、重要な構造物付近に仮 B . M を設ける場合は立会のうえ設置させるか又は設置結果について照査しなければならない。
- 4 ICT 施工技術を活用した場合の結果の確認については、その実施要領の基準によるものとする。

第8条（丁張りの設置）

仮設標識（丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識）の設置について、「標準仕様書」第3-1-1-11条第2項に定められたとおり設置させ、必要に応じてこれを照査するものとする。

ただし、ICT施工技術を活用した場合は丁張を省略できるものとする。

第9条（工事材料の確認検査）

実施要領第9条及び第10条の工事材料の確認及び検査は、次によるものとする。

- （1） 工事の出来形となるもの及びあらかじめ指定した材料については、見本又は抽出検査によるものとする。
- （2） 鋼製二次製品等については、品質証明書、また種子類については発芽鑑定書により確認又は検査するものとする。
- （3） 検査にあたり、指定と異なる工事材料があった場合、その品質・規格が、指定材料と同等か又はそれ以上であるときは、その材料を使用しても工事目的達成上支障がないと認めるものとする。
- （4） 検査の結果、不合格となった材料については、その理由を明示し、速やかに除去させるものとする。
- （5） その他必要事項について確認検査するものとする。

第10条（施工又は調合のための立会等）

監督職員は、実施要領第10条に基づく施工若しくは調合についての立会については、次の場合について行わなければならない。

- （1） 工作物の基準となる基準標（B・M）及び丁張等を設定し、またはこれを移動する場合。
- （2） 工作物の明視できない部分または重要な部分を施工する場合。
- （3） コンクリート等の材料を調合する場合。
- （4） その他必要がある場合

2 監督職員は、前項の立会の結果、異常が認められた場合は、速やかに適切な措置をとらなければならない。

また、やむを得ない理由により立会できないため、試験資料又は工事写真等の記録により確認した場合や情報通信技術を活用した遠隔臨場により確認を行った場合も同様とする。

第11条（施工管理状況の確認）

実施要領第12条の受注者が行う施工管理の全般について随時確認し、整備させるものとする。

2 施工管理の実施状況で確認すべき図書類は、「標準仕様書」第1-1-1-28条で定められているものとする。

第12条（支給材料、貸付機械）

支給材料及び貸付機械については、善良な管理、使用に努めるよう指導しなければならない。

また、これらの引渡す時には、責任者を立会させ、所定の手続きにより受領書を提出させなければならない。

2 貸付機械の返還に当たっては責任者の立会のもとに検査を行い、損傷等がある場合は貸付条件に基づき修理又は弁償等の措置を講じさせなければならない。

第13条（設計変更）

実施要領第13条に基づき工事内容の変更を必要とする場合は次のとおりとする。

- ①設計図書と施工箇所の状態が一致しないとき。
- ②設計図書に誤謬又は脱漏が発見され、工作物等の構造及び、数量、金額を変える必要が生じるとき。
- ③工種若しくは種別を新設し、又は廃止するとき。
- ④工種又は種別の数量、金額を増減する必要が生じるとき。
- ⑤位置又は計画高を変更する必要が生じるとき。
- ⑥工事材料の品質、規格を変える必要が生じるとき。
- ⑦定規図によって示された工作物の仕様を変更する必要が生じるとき。

第14条（出来形の確認）

監督職員は、出来形の確認を行う場合は、「標準仕様書」第1-1-1-23条に基づき受注者より提出された出来形図書類と施工現地（情報通信技術を活用した遠隔臨場を含む）について確認し、その結果を明らかにしておくものとする。

- 2 ICT施工技術を活用した場合の出来形管理の確認については、その実施要領の基準によるものとする。
- 3 確認の結果、設計図書と出来形が不一致であると認められる場合は、本細則の第17条に準じた措置をとるものとする。

第15条（出来高の確認）

監督職員は、出来高の確認を行った場合は、その寸法、数量並びに経緯を明らかにした図書類を作成して保管しなければならない。

この場合、現地の実際の形状を細線、契約に基づく支払対象部分を太線で、それぞれ明瞭に区分しておかなければならない。

第16条（外部から明視できない部分の確認）

工事目的物のうち、施工後には使用材料の形状、寸法、規格、品質、数量、あるいは工種区分等が容易に判断できない部分については、施工の過程においてこれらを確認しなければならない。

やむを得ず立会出来ない場合は記録写真でこれらの状況を判断し、その結果を記録しておくなければならない。

第17条（設計図書と出来形の不一致）

工事の施工にあたり、契約書、契約約款及び設計図書と出来高とに差が生じた場合は、実情を十分検討し、次により措置しなければならない。

- (1) 設計図書等と出来形の差が、本細則の第20条2 別紙「林道工事検査基準」の許容限度以内の差である場合は、完成として取扱うものとする。
- (2) 設計図書等と出来形の差が、許容限度以上の数量増の場合は、その原因を検討のうえ、受注者の責に帰すべきものと認められる場合は支払いの対象とならないものとして処理するものとする。
- (3) 上記(2)の場合であって、目的達成上支障があると認められるときは、契約約款第17条に基づき改造その他必要と認める措置を講じさせなければならないものとする。
- (4) 設計図書等と出来形の差が、許容限度以上の数量減の場合は、その原因を検討のうえ不足数量を施工させ、出来形数量を再確認のうえ処理するものとする。
なお、許容限度以上の数量減の場合で、目的達成上支障がないと認められる場合には出来形精算として処理するものとする。

第18条（完成報告）

工事が完了したときは、受注者から完成書類を徴するとともに完成図書（林道工事完成図書作成要領により作成）及び監督日誌を添えて所定の工事完成報告書により報告しなければならない。

第3章 検査

第19条（検査の準備）

検査職員は、工事の検査にあたって当該工事の出来高を対象として、総括的に工事の実行過程を把握するため、工事の実施状況、出来形及び品質について、次の事項について給付の内容を確認しなければならない。

- ① 契約書、契約約款、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問 回答を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）等の内容
- ② 着工及び完成の年月日並びに工期延長の有無とその内容
- ③ 災害の有無及び被害状況並びにその措置、補償等の内容
- ④ 指示・承諾・協議事項等の処理内容及び設計変更の有無とその内容
- ⑤ 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況
- ⑥ 監督職員の立会、検査及び確認等の状況
- ⑦ 指定部分完了検査を実施している場合は、その検査の内容
- ⑧ 受注者の提出した施工管理図書類
- ⑨ その他必要事項

第20条（検査の方法）

検査職員は、実施要領第27条及び「標準仕様書」第1-1-1-25条に基づいて、給付の内容が当該契約の内容に適合しているか原則実地（情報通信技術を活用した遠隔臨場を含む）で検査を

行うものとする。

ただし、外部から明視できない部分については、本細則の第16条に則り確認するものとするが、必要に応じて掘り起こし検査若しくは一部破壊検査を行うものとする。

また、検査時に積雪等により出来形等の実測や確認が出来ない場合は書面(出来形管理写真を含む出来形管理資料等)により行うことができるものとする。

- 2 当該工事の出来形については、別紙「林道工事検査基準」に定める検査項目に従って行わなければならない。
- 3 林道工事検査基準にない工種及び基準値については、類似工種の検査基準若しくは森林整備保全事業施工管理基準「6. 出来形管理基準」の規格値により検査する(規格値内を合格とする)。
- 4 ICT施工技術を活用した場合の検査については、その実施要領の基準によるものとする。

ICTの全面的な活用に関する要領等【国土交通省ホームページURL】

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

第21条 (検査器具)

出来形を計測によって確認する場合は、原則として次の方法によるものとする。

- 2 交角の計測は、最小読定値5分以内のトランシット又は、これと同等以上の精度を有するものを用いる。
- 3 施工基面、計画高の計測は、レベル又は、これと同等以上の精度を有するものを用いる。
- 4 距離、幅員、寸法線等の長さの計測は、スチール製、エスロン製等の伸縮の少ないテープを用いる。
ただし、切取り長等でテープによる計測が困難な場合は、測竿等を用いることができる。
- 5 切土、盛土、残土、工作物等ののり面勾配の計測は、スラントルール又は水平・垂直距離からのり勾配を求める方法を用いる。
- 6 コンクリート表面強度の計測は、テストハンマーを用いる。
- 7 その他工種については、目的に適合する器具を用いる。

第22条 (検査結果の措置)

検査職員は、検査の結果を受注者に通知しなければならない。

なお、設計図書と出来形が不一致であると認められた場合は、次により速やかに所定の措置をとるものとする。

- 2 設計図書と出来形の不一致が本細則の第20条2 別紙「林道工事検査基準」の許容範囲を超える場合で、目的達成上支障がないと認められるときは、完成として取扱い、その旨を分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

なお、目的達成上支障の有無の判断については、総合的に行うものとする。

- 3 設計図書等と出来形の不一致が、本細則の第20条2 別紙「林道工事検査基準」の許容範囲を

超える場合で、目的達成上支障があるときは、修補の意見を付してその旨を分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

第23条（検査結果の報告）

検査職員は、検査が完了したときは、次の事項により検査報告書を作成し、分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

- (1) 検査工種、検査箇所及び検査の方法
- (2) 関係図書類によって確認した検査内容
- (3) 検査結果の認定
- (4) 検査写真

2 検査報告書の様式は次のとおりとする。

- (1) 工事完成検査調書
- (2) 工事完成（部分）検査報告書（別添1）
- (3) 工事完成（第 回出来形部分）検査調書
- (4) 工事完成検査野帳（検査図含む）
- (5) 検査写真
- (6) 工事検査調書（別添2）
- (7) 検査不合格報告書（別添3）
- (8) 修補指示書（別添4）

3 指定部分完了検査及び既済部分検査についても前2項に準じて検査報告書を作成するものとする。

第24条（修補の指示）

検査職員は、検査の結果、修補の必要があると認められる場合には、その結果を実施第要領28条2に基づき分任支出負担行為担当官に報告するとともに、修補の対象となる工種・範囲及び期間等を記載した修補指示書（別添2）により受注者へ指示するものとする。

2 検査職員は、受注者から修補完了届（様式20）を受理した時は、修補の完了検査を行い、その結果を要領第28条2に基づき分任支出負担行為担当官に報告するものとする。

また、修補の完了検査の結果、不合格の場合はその結果をあらためて前項の規定に基づき修補指示書（別添4）により受注者へ指示するものとする。

3 検査職員から不合格と認定され修補を命じられた場合による遅延賠償については、次のとおり取扱うものとする。

修補完了検査（合格）が工期内の場合については、検査期間及び修補期間とも遅延賠償の算定の対象とはならない。

また、修補完了届（様式20）が履行期限内に提出され、修補完了検査（合格）が履行期限を越えた場合であっても遅延賠償の算定の期間には算入しない。

(別添1)

〇〇工事完成(部分)検査報告書

工事名	〇〇工事					
施工場所	北海道〇〇郡〇〇町〇〇 国有林〇〇林班小班					
受注者						
住所 氏名						
請負金額	¥ . —					
工事期間	自：	年	月	日	工期延長	日
	至：	年	月	日	〇〇〇日間	
完成年月日	年	月	日			
検査年月日	年	月	日			
監督職員			立会職員			
現場代理人			主任技術者等			
工種	数量	検査の方法及び結果		認定	摘要	
		別紙野帳のとおり		合・否		
				合・否		
				合・否		
				合・否		
				合・否		
				合・否		
				合・否		
				合・否		

上記のとおり工事完成検査の結果を報告します。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
〇〇森林管理(支)署長

検査職員 農林水産〇官 〇〇〇〇

(別添2)

工事検査調書

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
4. 受注者氏名
5. 請負代金額
6. 検査実施年月日 令和 年 月 日

上記工事について、完成検査を行った結果、下記のとおりその給付が工事の請負契約の内容に適合しないものであることを確認する。

記

1. 理 由
2. その措置についての意見

令和 年 月 日

契約担当官等名 ○○○○森林管理署長
殿

検査職員

(別添3)

検査不合格報告書

契約年月日	年 月 日
場 所	北海道〇〇郡〇〇町〇〇 国有林〇〇林班小班
工 事 名 数 量 等	〇〇工事
完成・納品等 期 限	年 月 日
受注者又は納人 住 所 氏 名	
請負代金額	¥ . —
検査立会者氏名	
検査不合格の 理 由 ・ 意 見	

上記につき 年 月 日検査したところ不合格につき報告します。

年 月 日

分任支出負担行為担当官等
〇〇森林管理(支)署長

検査職員 農林水産〇官 〇〇〇〇

(別添4)

令和 年 月 日

受注者

殿

検査職員

修補指示書

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
4. 請 負 代 金 額
5. 検査実施年月日 令和 年 月 日

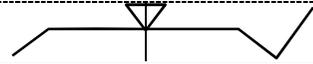
上記の工事について検査を行った結果、その給付が工事の請負契約の内容に適合しないので、下記の修補を指示する。

記

1. 修補の工種
2. 修補の範囲
3. 修補の期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
4. そ の 他

※ 本様式は、検査職員が受注者に修補の指示をする場合に使用するものである。

林道工事検査基準

区分	工種	項目	検査箇所 の基準	合格の基準	摘要					
路線 ・ 縦断	中心線	I P の位置	全 I P の 10% 以上	交角 ± 30 分以内 コンパス等の場合 ± 1°						
		I P の距離	全 I P の 10% 以上	L ≤ 40m ± 200 mm 以内 L > 40m ± 0.5% 以内						
		TL、SL 間の距離	測点検査箇所	± 100 mm 以内						
		測点間の距離	1km について 5 箇所以上	± 100 mm 以内						
		中心線の寄り	測点検査箇所	± 100 mm 以内						
	施工 基面高	施工基面高	1 km につき 5 箇所以上 1 箇所 1 点 (中心線)	± 100 mm 以内						
土	掘削工	法長	200m 以内に 1 箇所以上 ただし、3次元計測技術を用いた出来形を発注者が指定する規定により測点による検査を行う場合は、天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合)。 基準高は掘削部の両端で測定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">$\varnothing < 5\text{ m}$ - 200 mm 以内</td> <td style="width: 50%;">面管理の場合</td> </tr> <tr> <td>$\varnothing \geq 5\text{ m}$ - 4% 以内</td> <td>平場 法面 (小段含む)</td> </tr> </table>	$\varnothing < 5\text{ m}$ - 200 mm 以内	面管理の場合	$\varnothing \geq 5\text{ m}$ - 4% 以内	平場 法面 (小段含む)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合) 平均值 個々の計測値	
		$\varnothing < 5\text{ m}$ - 200 mm 以内	面管理の場合							
		$\varnothing \geq 5\text{ m}$ - 4% 以内	平場 法面 (小段含む)							
		法勾配		± 5 厘以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">標高較差</td> <td style="width: 50%;">水平較差</td> </tr> <tr> <td>± 50mm</td> <td>± 70mm</td> </tr> </table>	標高較差	水平較差	± 50mm		± 70mm
		標高較差	水平較差							
		± 50mm	± 70mm							
	幅		- 100 mm 以内	± 150mm						
	小段		- 100 mm 以内	± 160mm						
	路面仕上げ状況		目立った凹凸がない状態で通り、すり付けがなじみ良い場合							
	切土仕上げ状況		目立った凹凸、浮石がない場合							
土質判定		妥当と認められる場合								
工	盛土工	法長	200m 以内に 1 箇所以上 ただし、3次元計測技術を用いた出来形を発注者が指定する規定により測点による検査を行う場合は、天端面・法面の設計との標高較差 (3次元モデルによる場合)。 基準高は各法肩で測定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">$\varnothing < 5\text{ m}$ - 100 mm 以内</td> <td style="width: 50%;">面管理の場合</td> </tr> <tr> <td>$\varnothing \geq 5\text{ m}$ 法長 - 2% 以内</td> <td>天端 法面 (小段含む)</td> </tr> </table>	$\varnothing < 5\text{ m}$ - 100 mm 以内	面管理の場合	$\varnothing \geq 5\text{ m}$ 法長 - 2% 以内	天端 法面 (小段含む)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合) 法面 4 割 ≥ 勾配 平均值 個々の計測値	
		$\varnothing < 5\text{ m}$ - 100 mm 以内	面管理の場合							
		$\varnothing \geq 5\text{ m}$ 法長 - 2% 以内	天端 法面 (小段含む)							
		法勾配		± 5 厘以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">標高較差</td> <td style="width: 50%;">標高較差</td> </tr> <tr> <td>± 50mm</td> <td>± 60mm</td> </tr> </table>	標高較差	標高較差	± 50mm		± 60mm
		標高較差	標高較差							
		± 50mm	± 60mm							
幅		- 100 mm 以内	± 150mm							
小段		- 100 mm 以内	± 170mm							
盛土仕上げ状況		締固め、法尻処理、取付け部分の処理が適切と認められる場合								
盛土材料		礫交じり土、砂質土、破碎岩等の良質の材料を使用していると認められる場合								
土質判定		「土及び岩の分類表」による現地土質の判定が妥当と認められる場合								

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要	
土 工	土取場	法 長	全箇所10%以上	「掘削工」の「法長」に準じる。		
		切土仕上げ状況、土質判定	各施工箇所全域	「掘削工」の「切土仕上げ状況」・「土質判定」に準じる。		
	残土処理工	基準高		±100mm以内		
		法 長	施工延長40mにつき1箇所以上、40m以下のものは2箇所以上。 なお、延長は適宜。	0<5m -100mm以内 0≥5m 法長-2%以内		
幅			-100mm以内			
	仕上げ状況	各施工箇所全域	「盛土工」の「盛土仕上げ状況」に準じる。			
法 面	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長	200m以内に1箇所以上 ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の検査方法を用いることができる。	0<5m -200mm以内 0≥5m 法長の-4%以内	書面（配合状況写真、搬入材料表及び写真、納品書）による検査を含む。	
		盛土法長		0<5m -100mm以内 0≥5m 法長の-2%以内		
		延 長	延長は適宜。	-200mm以内		
		植被率	1000㎡毎に1箇所以上。	目視により、70%以上が被覆されている場合。		
		種の配合	各施工箇所全域	特別仕様書、その他別に定めるものに適合する場合。		
工 面	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長	200m以内に1箇所以上。 ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の検査方法を用いることができる。	0<5m -200mm以内 0≥5m 法長の-4%以内	書面（配合状況写真、搬入材料表及び写真、納品書）による検査を含む。	
		厚 さ	施工面積200㎡に1箇所以上。 施工面積200㎡未満は2箇所以上。	t<5cm -10mm以内 t≥5cm -20mm以内 吹付面の凹凸が著しい場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は、設計厚以上とする。		
		延 長	延長は適宜。	-200mm以内		
		植被率	1000㎡毎に1箇所以上。	目視により、70%以上が被覆されている場合。		
		種の配合	各施工箇所全域	特別仕様書、その他別に定めるものに適合する場合。		
				書面（配合状況写真、搬入材料表及び写真、納品書）による検査を含む。		

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要
法	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長	施工延長100mにつき1箇所以上、100m以下のものは2箇所以上。 ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	$\varnothing < 3\text{ m}$ -50mm以内 $\varnothing \geq 3\text{ m}$ -100mm以内	測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が複雑な場合は直線法長とする。 検査箇所の選定にあたっては、上下、左右偏らず施工地全域にわたりコアを取ることに留意する。
		厚 さ	面積200㎡に1箇所以上をコア又はさく孔により測定。 ただし、200㎡未満は2箇所以上。	$t < 5\text{ cm}$ -10mm以内 $t \geq 5\text{ cm}$ -20mm以内 吹付面の凹凸が著しい場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は、設計厚以上とする。	
		延 長	延長は適宜。 ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	-200mm以内	
		仕上げ状況	各施工箇所全域	砂ぼろ、おこし状、はく落の恐れがなく、法面に接着されていると認められる場合。	
面	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長	施工延長100mにつき1箇所以上、100m以下のものは2箇所以上。 ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	$\varnothing < 10\text{ m}$ -100mm以内 $\varnothing \geq 10\text{ m}$ -200mm以内	
		幅	枠延長100mにつき1箇所以上、100m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。 ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	-30mm以内	
		高 さ		-30mm以内	
		枠中心間隔	$\pm 100\text{ mm}$ 以内		
		延 長	延長は適宜。 ただし、計測手法については、従来の他に3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	-200mm以内	
仕上げ状況	各施工箇所全域	法面形状に合わせ、砂ぼろ、おこし状、はく落の恐れがなく、法面に接着させ、枠内の法面の保護がされていると認められる場合。			
工	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長	施工延長100mにつき1箇所以上、100m以下のものは2箇所以上。	$\varnothing < 10\text{ m}$ -100mm以内 $\varnothing \geq 10\text{ m}$ -200mm以内	
		延 長	延長は適宜。	-200mm以内	
		仕上げ状況	各施工箇所全域	法面形状に合わせ、砂ぼろ、おこし状、はく落の恐れがなく、法面に接着させ、枠内の法面の保護がされていると認められる場合。	

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要
法	柵 工	延 長	全施工箇所数の30%以上。	$l < 10m$ -200mm以内 $l \geq 10m$ -2%以内	
		柵 高	全杭数の10%以上。	-30mm以内	
		杭の使用本数		(延長/杭間隔) + 1 以上	
		杭間隔		+200mm以内	
		杭の末口径		-10%以内	
仕上げ状況	各施工箇所全域	杭の打込み状況が均等で、変形、ねじれがなく、通りの良く、材質に腐れ等がないと認められる場合。			
面	落石防止網工	区間長	全区間の30%以上。	$l < 10m$ -100mm以内 $l \geq 10m$ -1% 最大-200mm以内	縦・横ロープ各々の変化点ごとについて検査する。 アンカーボルトは、書面（引抜き試験状況写真及び結果）による検査を含む。 伐採区域の設置及び整理状況を含む。
		ロープ間隔	変化点毎の全間隔の10%以上。	-100mm以内	
		法 長	最上段と最下段のロープ間隔。	-2%以内	
		アンカーボルトの 右設状態	全布設箇所の10%以上。	仕様に適しており、アンカー穴の空隙がなく、堅固に固定されている場合。	
		法面整理	各施工箇所全域	目立った浮石、転石がなく、安定している場合。	
		仕上げ状況		法面への被覆状況、重ね状況が良好な場合。	
工	落石防護柵工 鋼製擁壁工	基準高	施工延長の50%以上について 箇所当たり2箇所以上。	$\pm 50mm$	
		延 長		$l < 10m$ -50mm以内 $l \geq 10m$ -0.5% 最大-100mm以内	
		高 さ		-50mm以内	
		厚 さ		-200mm以内	
		仕上げ状況	各施工箇所全域	ボルト類の締付具合、塗装の付着状況、中詰材の詰り状況が良好と認められる場合。	
路盤工	砂利路盤工	敷 幅	200m以内に1箇所以上。	-50mm以内	書面（工事写真）による敷均し締固め状況を含む。
		敷 厚		-10%以内	
		仕上げ状況		わだち、凹凸がなく、良好に敷均し締固めている場合。	

区分	工種	項目	検査箇所の基準	合格の基準	摘要	
道路付属施設	ガードレール	基礎幅	一契約工事において、 全施工箇所30%以上。	-30mm以内		
		基礎高さ		-30mm以内		
		ビーム取付高	一契約工事において、 全ポスト本数の10%以上。	+30mm -20mm以内		
	仕上げ状況	各施工箇所全域	支柱の立込、ボルトの締付、塗装の付着状況が良好な場合。			
道路付属施設	ガードケーブル	基礎幅	一契約工事において、 全施工箇所30%以上。	-30mm以内		
		基礎高さ		-30mm以内		
		基礎延長	-100mm以内			
	ケーブル取付高	一契約工事において、 全ポスト本数の10%以上。	+30mm -20mm以内			
		仕上げ状況	各施工箇所全域	支柱の立込、ボルトの締付、塗装の付着状況が良好な場合。		
溝	側溝工（素掘）	高さ	200m以内に1箇所以上。 なお、延長は適宜。	-50mm以内	延長の検証は、中心線延長による。	
		幅		-50mm以内		
		延長		-0.1% 最大-200mm以内		
		仕上げ状況	各施工箇所全域	目立った凹凸がなく、通りが良い場合。		
渠	側溝工 （フレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高	施工延長40mにつき1箇所以上、延長40m以下は2箇所。 3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の方法を用いることができる。	±30mm以内	工場製品の場合の高さ、幅、厚さの寸法は、規格証明書等による。	
		延長	延長は適宜。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定により行う場合は、延長の変化点で測定。	-200mm以内		厚さは、コンクリート製に適用する。
		仕上げ状況	各施工箇所全域	管接合部の漏水がなく、据付の通りが良い場合。		呑吐口の処理状況を含む。
	工	側溝工（暗渠工）	基準高	施工延長40mにつき1箇所以上、延長40m以下は2箇所 3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の方法を用いることができる。	±30mm以内	工場製品の場合の高さ、幅、厚さの寸法は、規格証明厚さは、コンクリート製に適用する。 呑吐口の処理状況を含む。
幅			-50mm以内			
深さ			-30mm以内			
延長			延長は適宜。 ただし、3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定により行う場合は、延長の変化点で測定。	-200mm以内		
		仕上げ状況	各施工箇所全域	管接合部の漏水がなく、据付の通りが良い場合。		

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要
溝	横断工 開渠（コンクリート・鋼製・合成樹脂・木製）	基準高	施工箇所30%以上。 測定位置は呑口・吐口の2箇所。 延長は上記箇所にて測定する。	±50mm以内	厚さはコンクリート製品。 工場製品の寸法は、規格証明書等による。
		高さ（深さ）		-20mm以内	
		幅		-30mm以内	
		厚 さ		-10mm以内	
		延 長		-0.1%以内 最大-200mm以内	
		仕上げ状況		不都合がない場合。（呑・吐口の処理、布設方向、通りを含む）	
渠	コルゲートパイプ工 コルゲートフリーウム工 合成樹脂管	基準高	管径2.0m以上 全施工箇所 管径2.0m未満 全施工箇所数の30%以上 測定位置は呑・吐口の2箇所。 延長は上記箇所にて測定する。	±50mm以内	※合成樹脂管は基準高・延長を検査する。 工場製品の寸法は、規格証明書等による。 スパンは、アーチ型に適用する。 コンクリート擁壁の中にコルゲートパイプを設置する場合の鉄筋のかぶり、配置及び緊結状況を書面（工事記録写真）により検査する。 呑吐口の処理状況を含む。
		変形量		$e/D \pm 5\%$ 以内 ただし、製造元の製品の仕様により許容値が定められている場合は、当該許容値を合格基準と読み替える。	
		スパン		±2%以内	
		延 長		-0.1% 最大-200mm以内	
		配 筋		仕様に適合したもの。	
		仕上げ状況		各施工箇所全域 ボルトの締付が十分で、接合部の漏水がなく、据付の通りが良い場合。（この場合、「たわみ」が施工延長の1%以内と判断する場合）	
工	プレキャストカルバート （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高	施工延長40mにつき1箇所以上、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所以上。 測定位置は呑・吐口の2箇所。 延長は上記箇所にて測定する。	±30mm以内	工場製品の寸法は、規格証明書等による。 ※現場打部分のある場合。 ※現場打部分のある場合。 書面（打設、養生、締り締め状況の工事記録写真）による検査を含む。呑吐口の処理状況を含む。
		幅(※)		-50mm以内	
		高 さ (※)		-30mm以内	
		延 長		-200mm以内	
		仕上げ状況		各施工箇所全域 横締め、基礎部の接合部の漏水がなく、据付の通りが良い場合。	
工	洗越工	長 さ	全施工箇所	-100mm以内	断面、形状等の変化点について測定する。
		幅		-50mm以内	
		高 さ (厚)		-10mm以内	

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要
擁	木製土留・ 土のう積工	延 長	構造物毎に図面の寸法表示箇所 の任意部分。	-100mm以内	断面、形状等の変化点ごとに測定する。 書面（工事記録写真）による検査を含む。 裏込材の品質、締め固めを含む。
		法勾配		-0.5分以内	
		法長又は高さ		-100mm以内	
		仕上げ状況		各施工箇所全域	
	コンクリー トブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高	施工延長100mにつき1箇所以上、100m以下は 2箇所以上。 なお、延長は適宜。 3次元計測技術を用いた出来形検査は発注者 が指定する規定による測点の管理方法を用い ることができる。	±50mm以内	表面の凹凸、ゆがみ及びびねじれない場合。
		法 長		ℓ<3m -50mm以内 ℓ≥3m -100mm以内	
厚さ(ブロック積)		-50mm以内			
厚さ(裏込)		-50mm以内			
延 長		-200mm以内			
仕上げ状況		各施工箇所全域		表面の凹凸、ゆがみ及びびねじれない場合。	
壁	石積(張)工	基準高	一契約工事において、 全施工箇所数の30%以上。 3次元計測技術を用いた出来形検査は発注者 が指定する規定による測点の管理方法を用い ることができる。	±50mm以内	
		延 長		ℓ<3m -50mm以内 ℓ≥3m -100mm以内	
		厚さ(石積・		-50mm以内	
		厚さ(裏込)		-50mm以内	
		延 長		-200mm以内	
工		仕上げ状況	各施工箇所全域	表面の凹凸、ゆがみ及びびねじれない場合。	

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要
擁 壁 工	場所打擁壁工	基準高	施工延長30mにつき1箇所以上、30m以下は2箇所以上。 なお、延長は適宜。 3次元計測技術を用いた出来形検査を発注者が指定する規定により出来形検査を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形検査を実施することができる。	±50mm以内	
		厚 さ		-20mm以内	
		裏込厚さ		-50mm以内	
		幅		-30mm以内	
		高 さ		$h < 3 \text{ m}$ -50mm以内 $h \geq 3 \text{ m}$ -100mm以内	
		延 長		-200mm以内	
		テストハンマーによる強度推定	1 構造物につき 1 箇所を実施。 ただし、30mを超える構造物は、30m程度に1箇所を実施。 1 箇所の測定打撃回数は、縁部から 3 cm 以上入ったところで、互いに 3 cm 以上の間隔を持った20点とする。 測定箇所は、天端部以外の表面組織が均一で、平滑な箇所を選定する。	明らかに異常と認められる値（その偏差が平均値の±20%以上になる値）があれば、その値を捨て、これに代わるものを補うこととして1箇所20点とする。（整理の段階で捨てられる測定値が出てきても測定点数が不足しないよう、測定は20点以上を行っておくと良い） 1 箇所の平均値が設計基準強度以上となった場合は、合格とする。 1 箇所の平均値が設計基準強度未満となった場合は、その箇所の周辺 3 箇所ですべて再度実施して再判定する。 再試験の平均値が設計基準強度以上となった場合は、合格とする。 設計基準強度未満となった場合は、施工管理項目の各内容を精査して総合的に判定する。	試験方法は、コンクリート示方書（JSCE-G504）による。 試験結果による圧縮強度の推定は、日本材料学会（シュミット・ハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定方法（案））による。 $F \text{ (N/mm}^2\text{)} = (-18.0 + 1.27 \times Ro) \times \text{材令による補正係数}$ $Ro = R + \angle R$ F：テストハンマー強度 Ro：基準反発度 R：測定反発度（平均値） $\angle R$ ：補正值（傾斜角度、測定時の現場条件） 測定時の現場条件が、養生を継続したコンクリートを乾かさずに測定した時、又は降雨直後に測定した場合は、 $\angle R + 5$ とする。
		コアによる強度試験	テストハンマーによる。 強度が得られない場合で、施工管理項目の内容に不備が認められる場合には、コアを採取する。	圧縮強度試験の結果が設計基準強度以上となった場合は、合格とする。 圧縮強度試験の結果が設計基準強度未満となった場合は、不合格とする。	コアの採取方法及び試験方法は、JIS A 1107による。 コアの採取にあたっては、配置された鉄筋等を損傷させないように、十分検討を行う。
		仕上げ状況	各施工箇所全域	平らな表面で、目立ったひび割れ等がない場合。 「ひび割れ等」については、必要があれば注水による検査を行う。	打設状況、養生の状況、締め固め状況の書面（工事記録写真）による検査を含む。

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要	
擁	プレキャスト擁壁工	基準高	施工延長50mにつき1箇所以上、50m以下は2箇所以上。 なお、延長は適宜。 3次元計測技術を用いた出来形検査を発注者が指定する規定により出来形検査を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形検査を実施することができる。	±50mm以内	打設状況、養生の状況、締固め状況の書面（工事記録写真）による検査を含む。	
		延長		-200mm以内		
		仕上げ状況		各施工箇所全域		平らな表面で、目立ったひび割れ等がない場合。 「ひび割れ等」については、必要があれば注水による検査を行う。
壁	羽口工 (じゃかご)	法 長	施工延長40mにつき1箇所以上40m以下は2箇所以上。	$\ell < 3\text{ m}$ -50mm以内 $\ell \geq 3\text{ m}$ -100mm以内	同一段数の延長が20mを超える場合は、20m程度ごとに測定する。 書面（工事記録写真）による検査を含む。 中詰め状況も含む。	
		厚 さ		-50mm以内		
		仕上げ状況		各施工箇所全域		変形、前面への押出しがない場合。
工	鉄線かご かご擁壁	高 さ	施工延長40mにつき1箇所以上40m以下は2箇所以上。なお、延長は適宜。	-100mm以内	同一段数の延長が20mを超える場合は、20m程度ごとに測定する。 書面（工事記録写真）による検査を含む。 中詰め状況も含む。	
		延 長		-200mm以内		
		各個の寸法 (長さ)		-50mm以内		
		仕上げ状況		各施工箇所全域		変形、前面への押出しがない場合。
工	補強土擁壁工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	基準高	施工延長100mにつき1箇所以上、100m以下は2箇所以上。なお、延長は適宜。 3次元計測技術を用いた出来形検査を発注者が指定する規定により出来形検査を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形検査を実施することができる。	±50mm以内	書面（工事記録写真、搬入材料表及び写真、納品書）による検査を含む。 書面（工事写真）による一層毎の敷均し締固め厚さの検査を含む。	
		高 さ		$h < 3\text{ m}$ -50mm以内 $h \geq 3\text{ m}$ -100mm以内		
		鉛直度		0.03hかつ±300mm以内		
		控え長さ		設計値以上		
		延 長		-200mm以内		
		部材数		各施工箇所全域		壁材、補強材、排水材等の寸法別設計数量以上。
		盛土施工状況				まき出し、敷均しによる締固め処理が適切と認められ、礫交じり土、砂質土、破碎岩等の良質の材料を使用していると認められる場合。
盛土材料	表面の凹凸、ゆがみ及びびねじれがなく、浸透水及び表面水による浸食の恐れがないと認められる場合。					
	仕上げ状況					

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要	
床 版 工	床版工	基準高	各施工箇所において、 1 スパンあたり 1 箇所以上。	±20mm以内	検測箇所が同一橋軸線上にならないように測定する。	
		幅		0～+30mm以内		
		厚 さ		-10mm～+20mm以内		
		鉄筋のかぶり		設計値以上		
		鉄筋の有効高さ		±10mm以内		
		鉄筋間隔		±20mm以内		
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合		±10mm以内		
梁 橋 下 部	橋台躯体工	基準高	各施工箇所 2 箇所以上。 橋軸直角方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は各施工箇所 1 箇所以上。 3次元計測技術を用いた出来形検査を発注者が指定する規定により出来形検査を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形検査を実施することができる。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。	±20mm以内	橋軸直角方向に合格基準以上の傾斜がないことを確認する。 橋軸方向。 橋軸直角方向又は斜角方向。	
		厚 さ		-20mm以内		
		天端幅		-10mm以内		
		敷 幅		-50mm以内		
		高 さ		-50mm以内		
		胸壁の高さ		-30mm以内		
		天端長		-50mm以内		
		敷 長		-50mm以内		
		胸壁間距離		±30mm以内		
		支間長及び中心線		±50mm以内		
		支 部 承 ル 部 ト ア の ン 箱 カ 抜 き 規 格 値		計画高		+10mm～-20mm以内
				平面位置		±20mm以内
				アンカー ボルト 孔の鉛 直度		1 / 50mm以下

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要	
橋 梁 下 部	橋台躯体工	表面強度	各施工箇所全域	「コンクリート擁壁」に準じる。	鉄筋のかぶり、配置及び緊結状況を書面（工事記録写真）による検査を含む。 打設状況、養生の状況、締固め状況の書面（工事記録写真）による検査を含む。	
		配 筋		設計図書に適合したもの。		
		仕上げ状況		平らな表面で、目立ったひび割れ等がない場合。 「ひび割れ等」については、必要があれば注水による検査を行う。		
橋 梁 下 部	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高	各施工箇所2箇所以上。	±20mm以内	橋軸直角方向に合格基準以上の傾斜がないことを確認する。 橋軸方向。 橋軸直角方向又は斜角方向。	
		厚 さ	各施工箇所1箇所以上。	-20mm以内		
		天端幅		-20mm以内		
		敷 幅		-50mm以内		
		高 さ		-50mm以内		
		天端長		-50mm以内		
		敷 長		-50mm以内		
		橋脚中心間距離		±30mm以内		
		支間長及び中心線		±50mm以内		
		支 承 部 の ア ン カ ー ボ ル ト 規 格 値		計画高		+10mm～-20mm以内
				平面位置		±20mm以内
		表 面 強 度		アンカー ボルト 孔の鉛 直度		1/50mm以下
				表面強度		「コンクリート擁壁」に準じる。
				配 筋		設計図書に適合したもの
		表 面 強 度		仕上げ状況		各施工箇所全域

区分	工 種	項 目	検査箇所の基準	合格の基準	摘 要
橋 梁 下 部	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高	各施工箇所2箇所以上。 橋軸直角方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は各施工箇所1箇所以上。 3次元計測技術を用いた出来形検査を発注者 が指定する規定により出来形検査を実施する 場合は、規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形検査を実施すること ができる。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承 便覧」による。	±20mm以内	橋軸直角方向に合格基準以上の傾斜がないこ とを確認する。 橋軸方向 橋軸直角方向又は斜角方向 鉄筋のかぶり、配置及び緊結状況を書面（工 事記録写真）による検査を含む。 打設状況、養生の状況、締固め状況の書面 （工事記録写真）による検査を含む。
		厚 さ		-20mm以内	
		天端幅		-20mm以内	
		敷 幅		-20mm以内	
		高 さ		-50mm以内	
		長 さ		-20mm以内	
		橋脚中心間距離		±30mm以内	
		支間長及び中心 線の変位	±50mm以内		
		支 承 部 托 ア の ン 箱 カ 抜 ー き 規 格 値	計画高	+10mm～-20mm以内	
			平面位置	±20mm以内	
			アンカー ボルト 孔の 鉛直度	1/50mm以下	
			表面強度	「コンクリート擁壁」に準じる。	
			配 筋	設計図書に適合したもの	
	仕上げ状況	各施工箇所全域 平らな表面で、目立ったひび割れ等がない場合。 「ひび割れ等」については、必要があれば注水によ る検査を行う。			
	現場継手工	現場継手部のす き	各施工箇所1箇所以上。 5mm ※±5mm	※耐候性鋼材（裸使用）の場合。	
鋼 橋 上 部	地覆工	地覆の幅	各施工箇所において、 1スパンあたり1箇所以上。	-10mm～+20mm以内	
		地覆の高さ		-10mm～+20mm以内	
		有効幅員		0～+30mm以内	

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要
舗 工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高	施工管理の記録及び工事写真による。 3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	±50mm以内	
		厚 さ		-45mm以内	
		幅		-50mm以内	
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	100mにつき1箇所以上、100m以下は2箇所以上。 なお、厚さは施工管理の記録及び工事写真による。 3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	-30mm以内	
		幅		-50mm以内	
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	施工管理の記録及び工事写真による。 3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	-30mm以内	
		幅		-50mm以内	
	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	施工管理の記録及び工事写真による。 3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	-20mm以内	
		幅		-50mm以内	
	アスファルト舗装工 (基層工・表層工)	厚 さ	100mにつき1箇所以上、100m以下は2箇所以上。 なお、厚さは施工管理の記録及び工事写真による。 3次元計測技術を用いた出来形検査は、発注者が指定する規定による測点の管理方法を用いることができる。	-9mm以内	
幅		-25mm以内			
平坦性		溜水を生じないこと。			
コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高	施工管理の記録及び工事写真による。 3次元計測技術を用いた出来形検査を発注者が指定する規定により出来形検査を実施する場合は、規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形検査を実施することができる。	±50mm以内	ただし、厚さの測定値の平均は-15以内とする。	
	厚 さ		-45mm以内		
	幅		-50mm以内		
コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	100mにつき1箇所以上、100m以下は2箇所以上。 なお、厚さは施工管理の記録及び工事写真による。	-30mm以内		
	幅		-50mm以内		

区分	工 種	項 目	検 査 箇 所 の 基 準	合 格 の 基 準	摘 要
舗	コンクリート舗装工 (セメント・石 (灰・瀝青)安定処 理工)	厚 さ	施工管理の記録及び工事写真による。	-30mm以内	
		幅		-50mm以内	
舗	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	施工管理の記録及び工事写真による。	-12mm以内	
		幅		-25mm以内	
装 工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗 装版工)	厚 さ	100mにつき1箇所以上、100m以下は2箇所 以上。 なお、厚さは施工管理の記録及び工事写 真による。	-10mm以内	
		幅		-25mm以内	
		平坦性		溜水を生じないこと	
		目地段差		±2mm以内	

区分	工 種	項 目	検査箇所の基準	検査内容	検 査 方 法 の 要 点	合 格 の 基 準	摘 要
路 体 強 化 工	砂利敷	路盤材採取場所の状態	全ての採取場所	位 置	現地または工事写真等の資料により、採取場所を確認する。	設計どおりであること。	路盤材が購入の場合、伝票・品質証明書等により確認する。 路盤材が採取の場合、使用車両の荷台容量確認写真等により確認する。
				跡地整理状況	跡地の整理状況の良否を確認する。	跡地が適切に整理されていること。	
		敷均しの状態	一契約工事において、全延長の10%以上	数 量	現地または工事写真等の資料により、実施数量を確認する。	設計数量以上であること。	
				材料の品質等	材料の品質・規格の良否を確認する。	標準仕様書に定めたものに適合する場合。	
				仕上げ状況	路面の仕上げ状況の良否を現地または工事写真等の資料により確認する。	特別仕様書に定めたものに適合する場合。	
	路面整正	整正の状態	一契約工事において、全延長の20%以上	延 長	現地または工事写真等の資料により、実施延長を確認する。	設計数量以上であること。	
				仕上げ状況	整正幅及び路面の仕上げ状況、砂利等の路外放出状況の良否を現地または工事写真等の資料により確認する。	特別仕様書に定めたものに適合する場合。	
	除 草	刈払いの状態	一契約工事において、全延長の20%以上	延 長	現地または工事写真等の資料により、実施延長を確認する。	設計数量以上であること。	
				仕上げ状況	刈高及び刈幅、刈払いの仕上げ状況の良否を現地または工事写真等の資料により確認する。	特別仕様書に定めたものに適合する場合。	
	側溝整備	側溝整備の状態	一契約工事において、全延長の20%以上	延 長	現地または工事写真等の資料により、実施延長を確認する。	設計数量以上であること。	
				仕上げ状況	通水状況、除去物の処理状況の良否を現地または工事写真等の資料により確認する。	特別仕様書に定めたものに適合する場合。	
	小崩土除去	崩土除去の状態	全ての崩土箇所	数 量	現地または工事写真等の資料により、実施数量を確認する。	設計数量以上であること。	
仕上げ状況				路面及び幅員の仕上げ状況の良否を現地または工事写真等の資料により確認する。	特別仕様書に定めたものに適合する場合。		

参考 テストハンマーによる強度推定検査例

コンクリート擁壁前面部を測定（±0°）、検査日の材令34日、天候：雨
設計基準強度=18N/mm²

測定値

	A	B	C	D	E
1	30	28	27	26	20
2	35	25	28	25	25
3	21	24	28	29	26
4	29	28	27	27	25
5	27	18	28	30	27

現地ではA1～D5の20点と異常値が発生した場合に補うためのものとしてE1～E5の5点、計25点を測定した。

$$\begin{aligned} \text{平均値} &= (A1 + A2 + A3 + \dots + D5) \div 20 \\ &= (30 + 35 + 21 + \dots + 30) \div 20 \\ &= 540 \div 20 = 27.0 \end{aligned}$$

異常値=27.0+27.0×（±20%）=32.4以上の値、21.6以下の値
故に、A2・A3・B5の3点を異常値として排除することとする。

補足点=測定した順番の上位から採用し、E2・E3・E4の3点とする。
※E1は異常値として排除した。

測定値（再掲）

	A	B	C	D	E
1	30	28	27	26	
2		25	28	25	25
3		24	28	29	26
4	29	28	27	27	25
5	27		28	30	

$$\begin{aligned} \text{平均値} &= (30 + 29 + 27 + \dots + 25) \div 20 \\ &= 542 \div 20 = 27.1 \approx 27 \end{aligned}$$

$$R_o = 27 + 5 = 32$$

$$\begin{aligned} F &= (-18 + 1.27 \times 32) \times 0.9542 \\ &= 21.6 \text{ N/mm}^2 > 18 \text{ /mm}^2 \end{aligned}$$

故に「合格」と判断する。

※ 傾斜角度の補正值及び材令による補正係数は、「森林土木現場必携（治山・林道編）」を参照のこと。